

## ○江戸川区の特別支援教育の基本理念

### 第1 自立の力を育てる（個性の伸長と自己実現への支援）

学校、家庭、地域、専門機関が一体となって、障害の有無に関わらず児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、生涯を通して自己の能力を十分に発揮して生きる力を育てる。

### 第2 社会参加の力を育てる（社会性と学力の向上への支援）

児童・生徒一人一人が自らの可能性を見だし、社会性と学力を身に付け、ふるさと江戸川を愛し、夢や生きがいをもって社会に参加できる力を育てる。

### 第3 共生の力を育てる（人権尊重と障害理解促進への支援）

すべての児童・生徒（ならびに区民）が、障害の有無に関わらず互いの人格と個性を尊重するとともに、障害及び障害者への理解を深め、誰もが共に学び共に生きる力を育てる。

## ○江戸川区立学校における特別支援教育の基本目標

### 第1 子どもの将来を見据えた教育内容の充実

未来を担う子どもたちが、彼らを取り巻く社会の中で、障害の有無にかかわらず、生涯を通じて生活及び社会的に自立し、社会に参加できるような共生社会の実現を図ります。

### 第2 教育委員会と学校、家庭、地域が一体となった組織づくり

教育委員会と学校、家庭、地域が連携した支援体制を整備し、本人及び保護者の状況や願いに応じられるような校内の支援体制の活性化、相談体制の実現に努めます。

### 第3 個々の子どもにきめの細かい支援をする人材づくり

区内の全教職員の特別支援教育に関わる専門性の向上を図るとともに、心理専門家等の人材を活用して、通常の学級の指導、特別支援学級の指導、通級による指導、特別支援教室における巡回指導の充実を図ります。

### 第4 子どもの自立を促す施設・設備、環境づくり

区内のすべての学校の施設・設備を特別支援教育の充実の観点から整備し、児童・生徒一人一人のニーズに応じたきめ細かい支援の実現を図ります。

## ○通級指導学級での学習内容（※区内中学校では、視力と聴力を対象とした学級があります。）

通級による指導とは、小学校及び中学校の通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、障害に応じた特別の指導を特別の場で行う教育形態です。

## ○特別支援教室での学習内容

### 1 特別支援教室導入の目的

特別支援教室導入の目的は、発達障害のある児童・生徒の学習上・生活上の困難さを改善し、在籍学級における障害に適した指導・支援の工夫を進めることによって、対象児童・生徒が障害の状態に応じて、可能な限り在籍学級で他の児童・生徒と共に有意義な学校生活を送ることができるようにすることです。

そのため小・中学校全校に特別支援教室を設置し、特別の指導を行う教員（巡回指導教員）が所属する学校（拠点校）から担当する学校（巡回校）に出向き、それぞれの児童・生徒が在籍する学校において一人一人が抱える困難さに対応した特別の指導を特別支援教室で行います。

このことにより、従来の通級指導学級への通級による児童・生徒の負担や保護者の送迎の負担を軽減することができます。また、巡回指導教員と在籍学級担任等とが連携して共通理解を深め、協働して指導することにより、在籍学級において生徒の実態に応じた特別な指導が実施できるようになります。

## 2 基本的な考え方

発達障害のある児童・生徒が抱える困難さに対応したきめ細やかな支援を全ての学校で行います。その支援の目的は、児童・生徒の学力の向上や授業の遅れを取り戻すためではなく、注意集中や記憶、書字等の工夫の仕方といった学習能力の向上や在籍学級におけるコミュニケーションのとり方といった集団適応能力の伸長です。この目的は特別支援教室での特別の指導のみで達成することではなく、次のような視点を踏まえて指導目標を設定し、指導計画をたてて指導に当たることが必要です。

### (1) 発達障害のある児童・生徒への適切な指導の実施

- ① 全ての小・中学校で、児童・生徒が抱える困難さに対応した特別の指導を受けられる体制を整備します。
- ② 特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、障害の状態に応じた特別の指導を実施します。
- ③ 児童・生徒が在籍する学級の担任等と巡回指導教員が協働して指導を実施します。

### (2) 全ての児童・生徒にとって分かりやすい授業の充実

巡回指導教員が拠点校、巡回校の教職員に対して、指導内容・方法等について具体的な助言を行うことによって通常の学級における支援の充実を図ります。

### (3) 相談機能の充実による児童・生徒の心理的安定

- ① 巡回指導教員と通常の学級担任等との連携、適切な役割分担によって相談体制等の充実を図ります。
- ② 臨床発達心理士等の活用による相談体制等の充実を図ります。

### (4) 一貫性のある支援体制の構築

- ① 小学校で巡回指導を受けていた児童の指導状況等を、中学校へ確実に引き継ぎます。
- ② 中学校から次の進路先へ、支援に関する情報の引き継ぎを実施します。

### (5) 具体的な指導内容の例

- 感情を表した絵やシンボルマーク等を活用し、自分の気持ちを言葉で表現する力を身に付ける。
- 本人が得意なことを生かして課題をやり遂げる体験を重ね、工夫の仕方を学ぶ。
- 巡回指導教員と生徒の一对一のやりとりで、他者とのかかわりの方法や状況に応じた適切な行動の仕方を学ぶ。

### 3 江戸川区の関係機関

江戸川区教育委員会学務課相談係（通級・通室の手続きに関する事） 03-5662-1627

江戸川区教育委員会指導室（特別支援教育の学習内容に関する事） 03-5662-1634